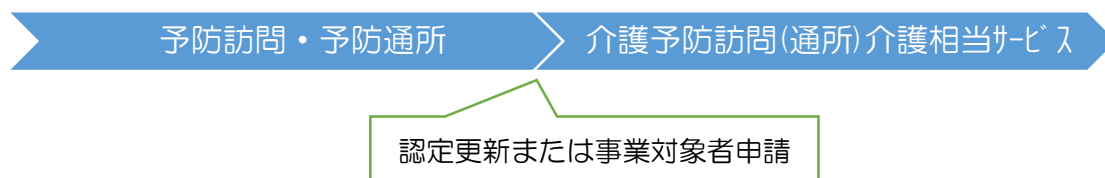


予防訪問介護と予防通所介護の総合事業契約への切り替え時期について

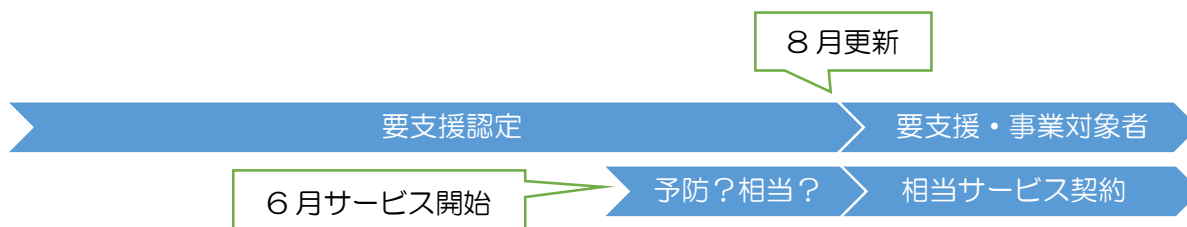
【原則】

要支援者が平成29年4月から平成30年3月までの間に要支援認定の更新または事業対象者申請をされたタイミングで総合事業契約に変更する。



※ ただし、下記の【例1】や【例2】のように、原則のタイミングより前に新たにデイサービスやホームヘルプサービスの利用を開始する場合は、そのタイミングで切り替えたほうが利用者や事業者にとって負担が少ないと考えられる。

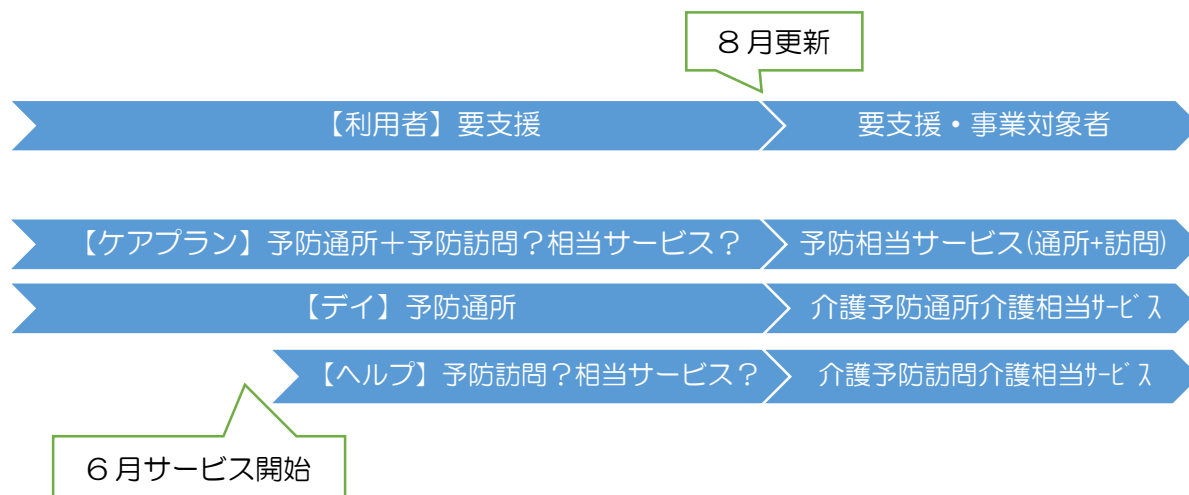
【例1】平成29年4月以前から要支援認定を受けており、8月に認定期間終了を迎えるサービスを利用していない要支援者が、平成29年4月以降にはじめてデイサービスまたはホームヘルプサービスを利用する場合



⇒ 原則に従えば6～7月は「予防通所」または「予防訪問」で契約し、8月に更新された段階で「介護予防通所介護相当サービス」または「介護予防訪問介護相当サービス」で契約することになるが、何度も契約締結するのは利用者も事業者も負担が大きいため、サービス開始時から「介護予防通所介護相当サービス」または「介護予防訪問介護相当サービス」契約で構わない。

⇒ ただし、ケアプラン（給付管理票）も同様に「介護予防通所介護相当サービス」または「介護予防訪問介護相当サービス」になっていないと、請求時にエラーが出る。

【例2】平成29年4月以前から要支援認定を受けており、8月に認定期間終了を迎えるデイサービスを利用している要支援者が、平成29年4月以降に追加でホームヘルプサービスを利用する場合



⇒ ケアプランでは「予防通所」がすでに決定されており、【例1】によるとヘルプの契約は「介護予防訪問介護相当サービス」となり、デイの「予防通所」契約とヘルプの「介護予防訪問介護相当サービス」契約が混在することになる。

⇒ 「予防給付」の契約と「介護予防相当サービス」の契約が混在すること自体は想定されているが、利用者や事業者の契約変更手続きの負担またはケアプランと請求情報の混乱を回避することを考慮すると、ヘルプを導入する際に開かれるサービス担当者会議の機会に、ケアプラン、デイサービス及びホームヘルプサービスともに「介護予防相当サービス」に切り替えることが考えられる。

これまでに【例1】や【例2】のようなケースで、まだ総合事業契約に切り替えていない場合には、さかのぼって修正する必要はありません。給付管理票と請求内容が一致していれば問題ありませんので、原則のタイミングで切り替えてください。

担当：長寿政策課 地域包括ケア推進室

電話：077-528-2741